

令和6年度 農作業賃金等の標準額のお知らせ

(令和6年4月～令和7年3月)

益子町農業委員会では、農作業の賃金標準額を下記のとおり定めましたので参考にしてください。

※本表を参考に、ほ場条件や作業の難易等を考慮して当事者間で決めてください。

※金額は、消費税込の金額です。

区 分	内 訳		賃 金 (税込)	備 考
箱 育 苗	1 箱	種子別	730円	運搬費別途
		種子込	850円	
耕 起	ロータリー耕起〔10a当たり〕		4,500円	地形等を考慮する
	二番耕起〔10a当たり〕		3,100円	
	プラウ耕起〔10a当たり〕		3,700円	
整 地	耕盤耕起〔10a当たり〕		5,400円	碎石・整地・鎮圧
	レベラー耕起〔10a当たり〕		14,600円	
麦・大豆播種	10a当たり		3,700円	〔施肥・播種・覆土〕 肥料・種子は委託者負担
代 か き	10a当たり		7,000円	地形等を考慮する
田 植	10a当たり	機械植	7,700円	補植別・地形等を考慮する 〔肥料委託者負担〕
		側条施肥	8,800円	
薬 剤 散 布	液 剤 〔 10a 当 たり 〕		1,700円	薬代別 〔果樹等・特殊なもの については別途考慮する〕
	粉 粒 剤 〔 10a 当 たり 〕		1,500円	
刈 取	コンバイン 〔10a当たり〕	稲	18,000円	排水不良・倒伏状況を考慮する。
		麦	16,500円	
大豆・そば刈取	汎用コンバイン〔10a当たり〕		11,000円	地形・倒伏状況を考慮する
乾 燥 ・ 調 製	60kg	米	1,540円	運搬費 60kg 286円
	60kg	麦	1,540円	
労 賃	1 日		7,700円	1時間954円
溝 堀 作 業	1メートル当たり		66円	
畦 畔 作 業	1メートル当たり		66円	片面
草 刈 り	1時間当たり		1,650円	機械・燃料込み
肥 料 散 布	10a当たり		1,100円	5袋標準 運搬費込み
				1袋増すごとに 100円加算

<見やすい所へ貼ってご利用ください。>

農地等賃借料情報

農地法第52条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃借された実勢の賃借料を集計し、情報提供しますので、賃借料の設定の目安としてください。「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力は無く、賃借料決定の参考として提供するものですから実際の契約の際には、貸し手と借り手の両者でよく協議した上で締結してください。

益子町の令和5年1月から12月までに締結(公告)された、賃借権における賃借料水準は、以下のとおりになっています。参考にしてください。

1 田(水稻)の部

10a当たり

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
益子町	12,300円	24,600円	2,000円	393筆	

2 畑(普通畑)の部

10a当たり

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
益子町	3,800円	24,600円	1,000円	133筆	

(1) データ数は、集計に用いた筆数です。

(2) 使用貸借(無償)による貸し借りやイチゴ、花卉等の園芸農業における貸し借りは除いてあります。

(3) 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kg当たり12,300円(R4:10,500円)に換算してあります。

(4) 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

○農地を農地以外にするときは許可が必要です

・農地を農地以外に利用するときは、農地法による許可・届出が必要です。申請は農業委員会で受け付けております。

・転用には宅地、駐車場、資材置き場だけでなく、土盛りや植林、太陽光発電設備の設置なども含まれます。

・許可無く転用をした場合、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復命令が出される場合があります。また、罰則の適用もあります。

○農地の安心な貸し借りを進めましょう

・農地の貸し借りをする場合は、農地法による許可・農業経営基盤強化促進法などによる届出が必要です。

・農業経営基盤強化促進法による貸借では、貸し借りの期間が満了すれば、確実に農地を返してもらうことができますので、安心して貸すことができます。

・農地中間管理事業法による貸し借りをご希望の方は、農地中間管理機構の相談窓口や農業委員会へご相談ください。

○農地を相続等したら届出が必要です

・相続等によって農地の権利を取得した人は、農地のある市町村の農業委員会に届け出なければなりません。

○農業者年金に加入しましょう

・国民年金の第1号被保険者で、農業に年間60日以上従事する60歳未満の方はどなたでも加入できますので、ぜひ加入しましょう。(ただし、国民年金保険料の免除者を除く)

お問い合わせ
益子町農業委員会
TEL:0285-72-8837
FAX:0285-70-1180